

第 22 回会議 第 3 期子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見・回答および計画書等への反映点

	質問・意見（委員名は省略）	事務局回答	計画書に反映する点
1	令和 5 年度にこども大綱ができ、青年期までを対象とすると明記されているが、宇陀市の子ども・子育て支援事業計画には青年期が含まれていない。市としてどうしてそうなったのか教えていただきたい。	今回の計画は、貧困、（次世代育成支援事業計画、）子育て支援事業計画は含んでいるが、青年期を対象とする「ひきこもり」に関する対策は入っていない。国は「こども計画」として、青年期も含む計画を策定するよう指示しており、市としても、今後、より幅の広い年代を対象にしたこども計画の策定も視野に入れて検討していく予定。	追記・変更不要
2	第 2 期計画の課題に、いじめや不登校とあるが、学校に相談しにくい場合もある。地域にはいろいろな相談場所があるが、どこに相談すればよいのか。	相談窓口の整備については資料 77P・78P に対象者別相談機関を掲載。 本計画においては主に乳幼児期を対象に掲載。就学以降の相談窓口が網羅されていないが、不登校等については教育委員会、教育支援センターが窓口になると思われるため追加して記載するよう検討する。	就学期の相談支援事業を 42P 事業 No12～15 に記載。78P の利用者支援事業確保方策の下に 42P を参照するコメントを入れる。
3	地域特性はあるにしても、市全体として考えないと第 2 期計画と変わらないのでは。保育・教育に関しても 4 地域に分けられている。小学校も同様。合併を考えると 3 校程度になる可能性もあり、先を見通して計画を立てる必要があるのではないかと。地域で定員数を決めているのもおかしい。	こども園の配置について言われていると思う。 第 2 期計画でも各地域に園を残すことを考えた。第 3 期はあくまでも 7 年から 11 年までの計画。そこで見込める数を出している。それ以降については、市全体としてどうしていくかを検討していく予定。	50P 事業 No.64 に追記
4	・市内に産婦人科がない。それにより安心して子供を産み育てられないのではないかと。事業 No46 に書いているのみか。どう環境を整えられるのか。緊急	小児科、産婦人科医を招致するのは、要望したとしても実情として難しい。 緊急時や夜間の輪番病院の整備はされており、いざ	46P 事業 No.45 に追記

	時、他市に行かなければならない。子育ての基本だと思うが計画に見えない。県の問題かもしれないが、県東部の医療が置いて行かれている。宇陀市としてどうするのかは検討を続けて欲しい。 ・桜井でしか出産できないのなら桜井で暮らすとなる。横の連携で充実を図ってほしい。	という時の受診はできる体制がある。 安心して受診できるよう、1次、2次、3次救急の周知をしていく。	事業 No.46 に追記
5	こども誰でも通園制度については、一時保育が充実しているため拡充の必要性はそれほど大きくないと聞いたが、関われる職員が少ないことは問題。一人で悶々と子育てして虐待に走る親を減らすためにも、有効に活用できるよう期待したい。		追記・変更は不要
6	重症心身障害者の居場所。児だけではなく者も対象にされていると聞き、ありがたいと思う。実際高齢でも要介護者を抱えて、自分の家で何とかしなければとなっている人もいる。具体的な支援があれば紹介しやすい。	重症心身障害者の居場所は新たに作る新規事業なので、今後の進捗を見守っていただきたい。	追記・変更は不要
7	子育て（世話）できない親が増えている。親に声掛けするが伝わらない。つどいの取り組みを聞いて、基本的生活習慣を教えてもらえるのが良いと感じた。個人情報になるので対象になりうるお子さんの情報が提供しにくい。ネグレクトまではいかないが、支援が必要な子を学校にも聞き、誘い込むきっかけを作ってほしい。	幼保・小・中学校等と連携し、必要な家庭の把握に努めている。	84P 親子形成支援事業 事業概要 3 行目以下追記
8	人材の確保、資質の向上についての具体的な方策を計画に入れて欲しい	75P に保育士についての人材確保計画は記載している。専門職員についても明記したい。	41P 表下段に追記
9	計画概要 P.P.資料 課題 1 「尊重してあげる必要…」の表現はいかがか。	修正する。	「尊重する必要があります」に修正

10	児童育成支援拠点(子ども第三の居場所)について、どのような家庭が対象か。また、詳しい事業内容を説明して欲しい。 学校に行けない子は対象にしていないのか、そのお子さん達にはどのような支援をしているのか。送迎はどこからどこまでしているのか。	・利用対象について、「貧困」「ネグレクト」等の表現は、『うちの家は貧困なの?』と感じる子がいるため明記していない。スティグマ、偏見を生じない表現を心掛けている。精神的に医療を必要とする保護者のお子さん、一時保護後の見守り等にも活用している。個別の支援計画に応じて、学校、教育委員会、介護福祉等との連携で支援を進めている。送迎は主に各学校に迎えに行き、自宅に送り届けている。 家庭に問題のない不登校だけが課題のお子さんはすぐさまつどいへとはならない。教育支援センターはばたきを同じ場所で実施しており、はばたきまでの送迎や昼食を作ることが困難な家庭には食事提供もおこなっている。 ・日本は「施設が可愛そう」とのイメージが強い。北欧では、里親がたくさんいる。日本では、人に子どもを預けることは良くないとの考えが根強い。実際施設に入る子の家庭環境は重篤。発達障害を有する児も約4割にのぼる。 在宅で過ごす子どもたちの中にも小中学校での関係性や家庭で大きな課題を抱えるケースもある。 いきなり施設ではなく、その間の居場所が必要となる家庭が増えている。児童養護施設には専門職員がおり、支援をつないでいる。そのような機関が市内にあると思ってもらえると安心してもらえるのではないか。利用している子どもたちは、日々走り回って遊んでいる。30年選手のベテランの職員が子どもも親も支援している。 宇陀市は広く、送迎は大変。しかし子どもたちは喜んで来て、食事も楽しんでくれている。 児童養護施設は現在全国に600程。県内には7施設。現場の者としては、施設と在宅の中間の施設があることを皆さんに知っていただきたい。	追記・変更は不要
----	--	---	----------